

## 長崎市利用者負担額【保育料】

【 】内はひとり親世帯、世帯員に障害者がいる世帯

階層		区 分	3号		1号・2号
1号認定	2・3号認定		保育標準時間	保育短時間	
A	A	生活保護世帯	0円	0円	0円 (副食費も <b>免除</b> )
B	B	市民税非課税世帯			
	C	非課税	16,000円 【7,500円】	14,400円 【6,700円】	
D1	D1	48,600円未満	24,000円 【9,000円】	21,600円 【8,100円】	0円 (副食費は実費負担) ※ 第3子以降は免除 (P17参照)
		77,101円未満	24,000円	21,600円	
D2	D2	97,000円未満	37,000円	33,300円	
D3	D3	169,000円未満	47,000円	42,300円	
D4	D4	301,000円未満	51,000円	45,900円	
D5	D5	397,000円未満	58,000円	52,200円	
		397,000円以上			

(注1) 年度途中で満3歳になり、3号から2号になった場合でも、**年度末までは3号認定の保育料**となります。

(注2) 市民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除・ふるさと納税（寄付金）控除などの**税額控除（調整控除除く）前の税額**となります。

(注3) 利用者負担額【保育料】は、主に父と母（場合によっては、祖父又は祖母）の市民税所得割課税額の合算額で計算します。

### 多子世帯の負担軽減措置

次の条件に当てはまる場合は、保育料を0円とします。

- ・ **小学校就学前の範囲**において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目以降は0円とします。ただし、**市民税所得割課税額 97,000円未満 (D1階層以下) の世帯は、同一世帯の最年長の子ども (概ね満18歳までの子ども) から数えて、2人目以降は0円とします。**